産業建設常任委員会資料
産業文化部　農政課

議案第６４号
宝塚市立自然休養村センター条例を廃止する条例の制定について

資料１　宝塚市立自然休養村センター条例を廃止する条例の制定についての概要

１　施設の概要

（１）名　　称　宝塚市立自然休養村センター
（２）所　　在　宝塚市大原野字南宮２番地７
（３）開　　設　昭和 55 年５月１日
（４）目　　的　観光農林漁業の振興を図るとともに、市民に対し、健全な休養の場を提供すること。
（５）業　　務　（ア）農林水産観光客の案内及び休憩等に利用させること。
（イ）地域観光農林漁業経営者との連絡調整に関すること。
（ウ）その他市長が必要と認める業務
（６）施設の構造　鉄筋コンクリート造２階建
（７）床　面　積　517 ㎡（案内室、展示室、休憩室（和室）、研修室、宿直室）
（８）建設事業費　総額　84,470 千円
※ 国補助：42,235 千円、県補助：8,447 千円、市負担：33,788 千円

２　施設のあり方に関する検討経過

宝塚市立自然休養村センターのあり方については、平成 23 年の行革推進委員会から「必ずしも設置目的にとらわれることなく、利用の現状に合わせたかたちでその位置づけを見直し、今後は西谷地域住民のために広範な領域で利用される施設として総合的な目的で利用がなされるべきである。」との提言を受けて検討を進めてきました。

西谷地域からも、住民サービスの向上の観点から「西谷の出先機関の統合と行政窓口の一本化」について要望があり、自然休養村センターを廃止し、北部地域における行政活動の場とする基本方針を平成 28 年 12 月に定めました。

この基本方針に基づき、平成 29 年度より施設の耐震改修設計に着手、併せて地元要望を踏まえた検討を進め、平成 30 年８月の都市経営会議において、西谷サービスセンター、北部整備課、東消防署西谷出張所、北部振興企画課を集約させ、地域住民はもとより来訪者にも分かり易い行政サービスを提供できる行政機関としての分庁舎として利用することを決定しました。整備方針については、平成 30 年９月５日付で市議会にお知らせしています（別紙のとおり）。

３　財産処分について

本施設は、昭和 54 年度に国の農業構造改善事業等の補助を受けて整備しましたが、経過年数が 50 年を超えないため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和

30 年法律第 179 号）、同法施行令（昭和 30 年 9 月 26 日政令第 255 号）及び農林水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）に基づき、用途を変更する場合は農林水産大臣の承認が必要です。このため本市は同交付規則に基づき長期利用財産処分報告書を県知事を通じて、農林水産大臣に提出し、本年 4 月 25 日付で財産処分の承認を得ています。

４　今後のスケジュール

令和元年８月　・廃止条例の施行（令和元年８月１日施行）
　　・耐震改修工事の契約締結
令和２年４月　　新事務所での執務開始